

横手消防まとい会規約

(総則)

第 1 条 本会は、横手消防まとい会と称し会員の親睦と融和を図る事を主たる目的とする。

(会員)

第 2 条 本会は、横手消防団を退団した元幹部で、横手地域に在籍する会員加入希望者をもって会員とする。(元幹部とは、再編成以前と平成 22 年までの階級は副分団長以上とする。平成 23 年以降の階級は班長以上とする。)

(事業)

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

毎年一回総会並びに懇親会を開催する。

消防団の事業並びに災害活動に、出来る範囲で後方支援をする。

会員に不幸ある時は、会として弔意を表する。

(会員本人の不幸の際は、弔電・御香典 1 万円を基本とする。)

(同居親族の不幸の際は、弔電を送る。)

(会費)

第 4 条 年額 2 千円の会費とする。

(初年度は、入会申込み時に納入する。)

総会懇親会費等は、その都度徴収する事とする。

(役員と任務)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

会長 1 名 (会長は、会務を総理し会議の議長を務める)

副会長 3 名 (会長を補佐し代行を務める)

幹事 若干名 (地区を代表し、会の運営に当たる)

監事 2 名 (会計事務の監査に当たる)

会計 1 名 (会計事務を行う)

事務局 1 名 (会全般の事務を行う)

役員は、会員から総会で選出する。

役員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

(顧問)

第 6 条 本会に顧問を置くことが出来る。

顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

(事業年度)

第 7 条 本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日までとする。

附 則

この規約は、平成 23 年 10 月 30 日から施行する。